

平成 18 年 10 月 4 日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

協力企業作業員の計画線量超えの発生に関するご質問への回答について

地域の会 8 月定例会の後、追加質問をいただいた標記の件について、以下のとおり回答します。

記

質問 1：今回の様な被ばくは、初めてなのか。

<回 答>

当発電所において、計画外で放射線量が 1 ミリシーベルト／日を超過した事例は初めてです。

質問 2：「放射線量計測」の業務は特殊で有資格者のみなのか。当発電所では何人、仕事にたずさわっているのか。

<回 答>

当社では、放射線測定業務に携わる作業員の要件として、「放射線取扱主任者資格を有する者」、または、「放射線管理に関する専門機関の講習を受講し、放射線取扱主任者と同等の知識を有する者」などの事項を定めています。

また、当発電所において放射線測定業務に携わっている作業員数は、当社社員が約 70 名、委託作業員が約 80 名となっています。

質問 3：当事者の方の健康診査は、今後継続的になされるのか。

<回 答>

今回の事象において当事者の方が受けた放射線量（1.03 ミリシーベルト）は法令に定められた線量限度（50 ミリシーベルト／年かつ 100 ミリシーベルト／5 年）を十分に下回るものであり、ご本人の体調には異常がないことを確認しています。

今回の事象をふまえ、特別に健康診断を受診していただく予定はありませんが、放射線業務従事者については、法令に基づき、半年に 1 回の頻度で健康診断を受診していただくこととなりますので、今回の当事者の方についても、今後の定期的な健康診断の受診により、適切かつ継続的に健康管理が図られるものと考えています。

以 上